**平成２３年（へ）第２２８号**

別紙目録記載の権利について公示催告をしたところ、権利の届出の終期である平成24年３月12日までに、適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、上記権利は失権する。

東京都板橋区西台１丁目１番３号
申立人　長田　清美
申立人代理人弁護士　名取　康彦
同　高橋理恵子
権利の届出の終期　平成24年３月12日
平成24年３月13日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
１⑴不動産の表示（土地の表示）
所在　板橋区西台一丁目
地番　四参弐番七
地目　宅地
地積　81.45㎡
⑵登記年月日及び登記した権利の内容
①順位番号１⑶
東京法務局板橋出張所昭和54年５月29日受付第31315号
登記の目的　根抵当権設定
原因　昭和五四年五月弐弐日設定
極度額　金壱千万円
債権の範囲　信用金庫取引　手形債権　小切手債権
債務者　板橋区西台一丁目弐番五号　長田恒雄
根抵当権者　北区田端新町三丁目弐五番弐号　龍野川信用金庫（取扱店上板橋支店）
共同担保　目録(て)第壱〇壱六号
順位五番の登記を移記
順位番号付記１号
東京法務局板橋出張所昭和54年10月15日受付第58503号
登記の目的　壱番根抵当権変更
原因　昭和五四年九月弐八日変更
極度額　金壱千弐百万円
順位五番付記壱号の登記を移記
順位番号付記２号
東京法務局板橋出張所昭和57年３月９日受付第11107号
登記の目的　壱番根抵当権移転
原因　昭和五七年壱月壱九日譲渡
根抵当権者　板橋区大山東町五八番八号　三協鉄筋株式会社
順位五番付記弐号の登記を移記
順位番号付記３号
東京法務局板橋出張所昭和57年３月９日受付第11108号
登記の目的　壱番根抵当権変更
原因　昭和五七年壱月壱九日変更
債権の範囲　手形割引取引　金銭消費貸借取引
順位五番付記参号の登記を移記
②順位番号４
東京法務局板橋出張所昭和55年５月２日受付第22714号
登記の目的　抵当権設定
原因　昭和五五年参月弐〇日金銭消費貸借同日設定
債権額　金壱千弐百万円
利息　年壱割五分
損害金　年参割
債務者　板橋区西台一丁目壱番参号　長田武
抵当権者　板橋区西台一丁目弐番五号　持分弐分の壱　佐藤　行男　板橋区徳丸一丁目四五番壱号　弐分の壱　佐野　栄文
共同担保　目録(と)第四七八七号
順位八番の登記を移記
⑶除権決定により失権となる権利
上記１⑵①順位番号１⑶の根抵当権者（順位番号付記２号により移転済み）及び同②順位番号４の抵当権者の内、佐藤行男が有する権利
２⑴不動産の表示（主である建物の表示）
所在　板橋区西台一丁目四参弐番地七
家屋番号　四参弐番七
種類　居宅
構造　木造瓦葺二階建
床面積　１階45.53㎡　２階39.74㎡
⑵登記年月日及び登記した権利の内容
①順位番号２
東京法務局板橋出張所昭和54年９月29日受付第55162号
原因　昭和五四年九月弐八日設定
順位弐番の登記を移記
登記の目的、極度額、債権の範囲、債務者、根抵当権者及び共同担保は、１⑵の①順位番号１⑶の表記と同じ。
順位番号付記１号
東京法務局板橋出張所昭和54年10月15日受付第58503号
登記の目的　弐番根抵当権変更
順位弐番付記壱号の登記を移記
原因及び極度額は、１⑵の①順位番号付記１号の表記と同じ。
順位番号付記２号
東京法務局板橋出張所昭和57年３月９日受付第11107号
登記の目的　弐番根抵当権移転
順位弐番付記弐号の登記を移記
原因及び根抵当権者は、１⑵の①順位番号付記２号の表記と同じ。
順位番号付記３号
東京法務局板橋出張所昭和57年３月９日受付第11108号
登記の目的　弐番根抵当権変更
順位弐番付記参号の登記を移記
原因及び債権の範囲は、１⑵の①順位番号付記３号の表記と同じ。
②順位番号３
東京法務局板橋出張所昭和55年５月２日受付第22714号
順位参番の登記を移記
登記の目的、原因、債権額、利息、損害金、債務者、抵当権者及び共同担保は１⑵の②順位番号４号の表記と同じ。
⑶除権決定により失権となる権利
上記２⑵①順位番号２の根抵当権者及び同②順位番号３の抵当権者の内、佐藤行男が有する権利

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２４年（フ）第１８５号**

千葉県船橋市二和西５丁目６番17号
債務者　株式会社匠
代表者代表取締役　高橋　健一
１　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上野　雅威
４　破産債権の届出期間　平成24年４月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後２時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第１４１号**

千葉市中央区都町１丁目１番１号
債務者　有限会社三恵社
代表者取締役　荒井　勝美
１　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三枝　康裕
４　破産債権の届出期間　平成24年４月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月26日午後３時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第２２０号**

千葉県山武郡大網白里町大網3961番地
債務者　有限会社キング
代表者代表取締役　上原　紀子
１　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内藤　賢一
４　破産債権の届出期間　平成24年４月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午前10時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第１５号**

千葉県長生郡長南町豊原423番地
債務者　株式会社豊原設備工業
代表者代表取締役　中村　重満
１　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　合間　利
４　破産債権の届出期間　平成24年４月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月９日午前10時15分
千葉地方裁判所一宮支部破産係